



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

* 70 南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課) 1

○ 告示

1187 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課) 2

1188 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 3

1189 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 3

1190 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課) 3

1191 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (//) 4

1192 保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明 (//) 4

1193 道路の区域変更 (道路保全課) 4

1194 道路の供用開始 (//) 5

* 1195 平成26年和歌山県告示第475号 (和歌山県証紙売りさばき人の指定) の一部改正 (会計課) 5

1196 交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) 5

1197 随意契約の相手方の決定 (//) 8

規 則

和歌山県規則第70号

南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則

南紀白浜空港管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

南紀白浜空港管理規則 (昭和43年和歌山県規則第30号) の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、管理事務所長が緊急その他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

別記第4号式中「生年月日」を「年 齢」に改める。

別記第6号様式中

氏 名	生年月日	住 所	運転免許証番号

を

登録番号	車名	型式	所属又は所有者	車検証有効期限

氏名	年齢	住所	
登録番号	車名	型式	所属又は所有者

に改め、

「5 車両運転をする者は、運転免許証番号を記入すること。」を削る。

別記第7号式中「生年月日」を「年齢」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第4号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1187号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年12月5日まで縦覧に供する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年10月4日

2 名称

特定非営利活動法人湯浅創生未来塾

3 代表者の氏名

大和杉新

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田郡湯浅町湯浅1077番地6

5 定款に記載された目的

この法人は、まちおこしイベントの開催や地域活性化に関する調査研究及び行政への提言を行うとともに、まちの将来を担う人材の育成やまちづくりに関する調査研究を実施し、安心して安全に暮らせる住みよいまちの実現に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1188号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051400 145	英	海南市岡田1181-19	児童発達支援 放課後等デイサービス	株式会社MIN	和歌山市小松原通4丁目35-1	平成 28.10.1

和歌山県告示第1189号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年10月12日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年11月3日まで縦覧に供する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第70号-1	田辺市上秋津字園原953-2外1筆
平成28年度第70号-2	田辺市上野字芝田907-31外1筆

和歌山県告示第1190号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1191号

平成28年和歌山県告示第1085号（以下「告示第1085号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

筒井音松

松下直繁

中野貞助

2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1085号のとおり

和歌山県告示第1192号

平成28年和歌山県告示第1079号（以下「告示第1079号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

中西博巳

河口徳之烝

堀江隆

東行男

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1079号のとおり

和歌山県告示第1193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字川又字松平1001番1地先から同町大字川又字松平1007番1地先まで	旧	4.18 ） 11.25	72.50	
同上	新	9.00 ） 12.60	72.50	

和歌山県告示第1194号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字川又字松平1001番1地先から同町大字川又字松平1007番1地先まで

供用開始の期日 平成28年10月21日

和歌山県告示第1195号

平成26年4月8日和歌山県告示第475号（和歌山県証紙売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表名称の欄中「株式会社サークルKサンクス」を「株式会社ファミリーマート」に改め、同表住所の欄中「愛知県稲沢市天池五反田町1番地」を「東京都豊島区東池袋三丁目1番1号」に改める。

和歌山県告示第1196号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

交通警察事務委託業務

(2) 調達役務の内容等

次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

- (ア) 自動車保管場所調査事務
- (イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務
- (ウ) 自動車保管場所標章関係事務

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、平成28年10月21日（金）現在において、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。
- (9) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 和歌山県公安委員会への入札参加資格申請書類

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1-1（1）号）
- イ 事業経歴書（様式第1-2号）
- ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

(2) 和歌山県への入札参加資格審査申請書類

- (1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、下記の書類を提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1-1（2）号）
 - イ 使用印鑑届（様式第1-3号）
 - ウ 誓約書（様式第1-4号）

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合 様式第1-5号）

オ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年10月21日（金）から同年11月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、5の(1) のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、8に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成28年11月8日（火）午後4時までに和歌山県警察本部交通部交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。質問に対しては、原則として平成28年11月11日（金）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の(1) のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 和歌山県公安委員会への入札参加資格申請

ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の(1) に掲げる申請書類を、平成28年10月21日（金）から同年11月14日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により提出すること。

(2) 和歌山県への入札参加資格申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の(2) に掲げる申請書類を、(1) の資格申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から平成28年12月8日（木）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により提出すること。

6 資格審査の結果通知

(1) 5の(1) の結果通知

郵便により平成28年11月29日（火）までに通知する。

(2) 5の(2) の結果通知

郵便により平成28年12月13日（火）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

平成28年12月5日（月）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成28年12月16日（金）午後4時まで

(2) (1) の書面は、持参により提出するものとする。

(3) (1) のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面で行うものとする。

ア (1) のアに対する回答

平成28年12月8日（木）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

平成28年12月21日（水）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。

8 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

(2) 日時

平成28年10月28日（金）午前10時

和歌山県告示第1197号

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成28年10月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

免許台帳ファイリングシステム再構築及び賃貸借業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年9月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社関西支店

大阪府大阪市中央区城見一丁目4番24号

5 随意契約に係る契約金額

65,915,856円（うち消費税及び地方消費税の額4,882,656円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。